

建築基準法の内装制限と消防法の防災規制

東京理科大学総合研究院教授 小林 恭一 博士(工学)

着火物となりやすい物品を難燃化しておくための制度的な推進策には様々な手法があり、日本では、建築基準法の内装制限と消防法の防災規制が代表的な推進策です。

着火物となりやすい物品の難燃化を推進する方策

火源から最初に着火する「着火物」になりやすい物品の難燃化（ここでは「防災化」も含めることにします。）を推進する方策については、以下のような手法があります。「強制規定」というのは、法律に基づいて難燃化を強制的に推進する制度のことを指し、「推奨制度」というのは、強制ではなく自発的に物品の難燃化を促す仕組みのことを指します。

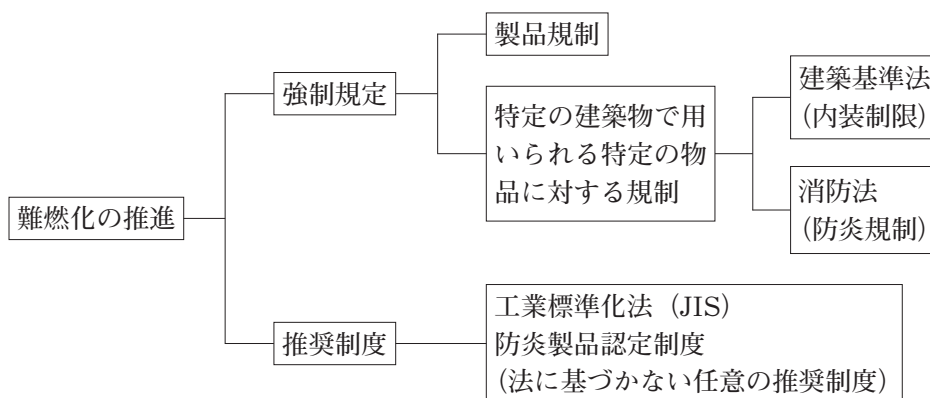


図1 難燃化の推進と規制手法の関係

日本では、防火対策に関係する法令として建築基準法と消防法があり、これらの他に、製品の安全に関する法律が幾つかあります。

物品の難燃化については、特定の建築物に用いられる「建築材料」に対する強制規定を建築基準法が担保し、特定の建築物に用いられる「建築材料以外の物品」に対する強制規定を消防法が担保しています。日本では、設置される建築物を問わず特定の製品全てに難燃化を義務づける「製品規制」は行われていませんが、推奨制度として、工業標準化法に基づくJISの規定があります。

また、法律に基づかない任意の推奨制度として、(公財)日本防災協会による「防災製品認定制度」があります。

建築基準法の内装制限

建築基準法は、建築物を構成する床、壁、天井、柱、梁などの耐火性能とそれらの建材の不燃性能や難燃性能を規定しており、出火防止に関係する規定としては「内装制限」（建築基準法第35条の2、建基令第128条の3の2～第129条）があります。

「内装制限」とは、以下の目的のため、一定の建築物の壁や天井の仕上げ及び／又は下地を不燃材料（鉄やガラスなど相当）、準不燃材料（石膏ボード相当）又は難燃材料（難燃措置をした合板相当）とすることを求める規制のことです。

- ① 建材への着火を防ぐことにより火災の発生を防止する。
- ② フラッシュオーバーの発生を防止し又は遅延させることにより、火災の拡大を防止する。
- ③ 延焼速度を遅くすることにより避難安全性能を高める。

上記①を目的とした調理室等の内装制限では、壁や天井の仕上げに難燃材料を用いることは認められておらず（建基令第129条第6項）、少なくとも準不燃材料としなければなりません。

上記②や③を目的とした内装制限については難燃材料も認められており、結果的に①（着火防止）にも一定の効果の有することが期待されています。

前号でお示した表1（建築物・車両等の火災の着火物別出火件数（平成26年～28年平均）と難燃規制等の状況）に掲げた物品のうち、建築基準法の内装制限の対象としては、表1に「難燃」と表示した物品（「板張・ベニヤ板」）の一部が該当します。

消防法の防災規制とその対象

消防法の防災規制は、一定の建築物に用いられる建築材料以外の物品のうち一定のものについて難燃化を義務づけるもので、昭和43年（1968年）の消防法改正によって導入されました。消防法では、物品の難燃性能を「防災性能」と称しています。

消防法では、特定の防火対象物（法律上、「防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。（消防法第2条第2項）」とされていますが、ここでは「建築物」と同義と考えてよいと思います。）で用いられる特定の物品は、防災性能を有するものとしなければならないこととされています。この防火対象物は、以下のとおりとされています。

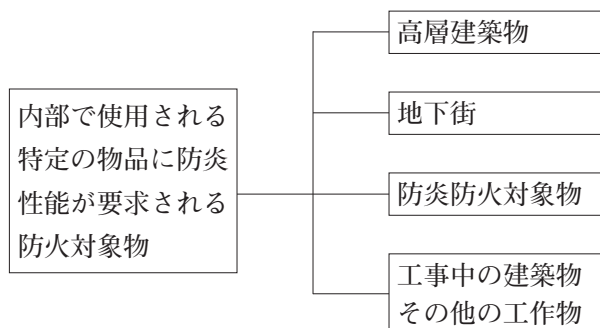


図2 防災性能が要求される防火対象物
（消防法第8条の3第1項、同法施行令第4条の3第1項）

高層建築物と地下街が特別扱いになっていますが、防災規制が創設された昭和43年当時、日本で最初の超高層ビル（霞が関ビル）が建設中であり、また大規模な地下街が全国のターミナル駅等の地下に次々に建設されていたことと関係しています。

これらは、いずれもその後の急増が見込まれていましたが、火災になった場合の消防活動が極めて困難であることも指摘されており、極力火災を発生させない対策が求められていました。このため、防災規制の対象とすべきものの例として、高層建築物と地下街が法律に特別に明示されたのです。

図2を見れば明らかなように、「防災防火対象物」は用途だけから来ている概念であり、高層建築物や地下街は「防災防火対象物」の範疇には定義上含まれないので留意する必要があります。「防災防火対象物」は消防法施行令（第4条の3第1項）で定められる用途のもので、具体的には表2のとおりとなっています。

表2 防災防火対象物（消防法施行令第4条の3第1項）

政令別表第一に定める項の番号	主な用途	政令別表第一に定める項の番号	主な用途
(1)イ	劇場、映画館等	(4)	物品販売店、展示場等
(1)ロ	公会堂、集会場	(5)イ	旅館、ホテル等
(2)イ	キャバレー等	(6)イ	病院、診療所等
(2)ロ	遊技場、ダンスホール	(6)ロ	特別養護老人ホーム等
(2)ハ	風俗営業施設	(6)ハ	保育所、障害者支援施設等
(2)ニ	カラオケボックス等	(6)ニ	幼稚園等
(3)イ	待合、料理店等	(9)イ	蒸気浴場、熱気浴場等
(3)ロ	飲食店	(12)ロ	映画スタジオ、TVスタジオ
		(16の3)	準地下街

これらの用途のうち(12)項ロ（映画スタジオ、TVスタジオ）以外の用途は、火災が発生すると人命危険が高いとされて消防法令上特に厳しい規制が課せられている「特定防火対象物」（消防法第17条の2の5第4号）と同一です。

防災防火対象物として「特定防火対象物」以外に特に映画スタジオ等が指定されているのは、出火危険性、使われ方、形態、避難危険性などが劇場等と類似しているためであると考えられます。

なお、複数の用途が複合している建築物（複合用途防火対象物）については、防災防火対象物の用途に供される部分にのみ防災規制が適用される（消防法施行令第4条の3第2項）ことになっています。

また、工事用シートの使用が義務づけられる工事中の建築物その他の工作物は、表3のとおりとなっています。

表3 工事用シートの使用が義務づけられる工事中の建築物その他の工作物
(消防法施行規則第4条の3第1項)

- | |
|--|
| 一 建築物（都市計画区域外の専ら住居の用に供するもの及びこれに附属するものを除く。） |
| 二 プラットホームの上屋 |
| 三 貯蔵槽 |
| 四 化学工業製品製造装置 |
| 五 前二号に掲げるものに類する工作物 |

一号の「建築物」から「都市計画区域外の専ら住居の用に供するもの及びこれに附属するもの」が除かれているのは、周囲への延焼の恐れが少ない地域で住宅を建設する場合には、工事用シートからの出火防止などは自己責任で行うべき、との考え方から来ているものと考えられます。

「二 プラットホームの上屋」と「三 貯蔵槽」は、建築基準法における「建築物」の定義（建築基準法第2条第1号）から「プラットホームの上屋」と「貯蔵槽」が除かれているのを補う意味で指定されているものと考えられます。従って、一般的な「建築物」の概念に当てはまるもの以外の「その他の工作物」で工事用シートの使用が義務づけられているのは、事実上「化学工業製品製造装置」のみとなっています。貯蔵槽と化学工業製品製造装置が対象となっているのは、この種の施設やその周囲には危険物が貯蔵され又は取り扱われることが多いため、工事中に火災になると特に危険性が高いためであると考えられます。

